

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正案（新旧対照表）

改正案	現 行
<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>必要に応じて</u>、支給認定保護者の提示する<u>支給認定証（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）</u>によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、<u>保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）</u>等を確認するものとする。</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第<u>11</u>項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員)</p> <p>第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業（児童福祉法第6</p>	<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する<u>支給認定証</u>によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間<u>及び保育必要量</u>等を確認するものとする。</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第<u>9</u>項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員)</p> <p>第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業（児童福祉法第6</p>

条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。)にあつてはその利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型(四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成26年条例第16号)第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第4項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第4項第1号において同じ。)にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。)にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。第42条において同じ。)にあつてはその利用定員の数を1人とする。

2 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第6項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) (略)

(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当

条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。)にあつてはその利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型(四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成26年条例第16号)第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。)にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。第42条において同じ。)にあつてはその利用定員の数を1人とする。

2 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) (略)

(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当

該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。
以下この条において同じ。)を提供すること。

(3) (略)

2 (略)

3 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすと認めるときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

4 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事務所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模

該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をい
う。)を提供すること。

(3) (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

5 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。 (新設)

6 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (新設)

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

7 (略)

8 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。事項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

9 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3 (新設)

3 (略)

4 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの（附則第7項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

10 （略）

附 則

（連携施設に関する経過措置）

- 7 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

5 （略）

附 則

（連携施設に関する経過措置）

- 7 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。